

「シルバー人材センター」をご存じですか？地域社会の貢献のために定年退職を迎えた方が働く組織のことで、シルバー人材センターは市町村ごとに設置されており、それぞれが独立した運営を行なっています。登録会員数は全国で約73万人にのぼり、民間企業や公共団体からの仕事を受注し、適任者を選出します。組織の目的は、生きがいを得るための就労であり、今までの経験を活かして社会貢献したいという方々が活躍されています。高齢者の方（原則60歳以上）が、経験やライフスタイルに合わせ働くことができ、僅かですが報酬を得ることもできます。

シルバー人材センターは発注者との間で請負又は委託契約を交わし、会員に臨時的・短期的に就労を依頼するため、雇用関係は成立しません。したがって給与等の収入に該当せず、受け取る対価は「配分金」といいます。

配分金は所得税法上『雑所得』に該当し、源泉徴収がありませんので、ご自身で確定申告をすることになります。雑所得の金額は、原則として雑所得の収入金額から必要経費を差し引いて算出しますが、配分金収入の場合は経費が65万円未満の場合は65万円を上限、かつ収入金額を限度に控除することができます。給与収入のある方は、65万円から給与所得控除を差し引いた残高が限度になります。

《配分金収入以外に公的年金やその他雑所得がある方の一例 ※63歳の場合》

- ① シルバー人材センターからの配分金収入 900,000円（必要経費150,000円）
- ② 公的年金収入 1,500,000円
- ③ 生命保険会社からの年金収入 600,000円（必要経費480,000円）

それぞれの所得金額は以下のようになります。

- ① 配分金収入 900,000円 - 650,000円（上限控除額） = 250,000円 **[A]**
- ② 公的年金収入 1,500,000円 × 75% - 375,000円 = 750,000円 **[B]**

（※計算式：左下図「公的年金等に係る雑所得の速算表」より）

- ③ 生命保険の年金収入 600,000円 - 480,000円 = 120,000円 **[C]**

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	（公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。）		
	700,001円から	100%	700,000円
	1,300,000円から	75%	375,000円
	4,100,000円から	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	（公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）		
	1,200,001円から	100%	1,200,000円
	3,300,000円から	75%	375,000円
	4,100,000円から	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
公的年金等に係る雑所得の金額 = (a) × (b) - (c)			

[A][B][C]の所得金額合計は、1,120,000円となり、ここから基礎控除の380,000円を引いた740,000円が所得税の課税所得となります。（※便宜上、その他所得控除は考慮していません。）課税所得が発生する場合は、確定申告が必要になります。雑所得以外の収入がある場合の所得控除について、ご不明な点があればお気軽に弊社にお問い合わせください。

（出典：国税庁ホームページ）

（文責 井上光義）